

**既存の大規模団地（概ね 100 戸以上）における入居期限付き住宅について****<西大久保団地 規模増改善工事の実施報告>****■事業概要**

- ・多様化するニーズに対応した住環境の整備を先導的に推進するため、40㎡程度の住戸2戸を1戸に統合（2住戸の界壁の一部を撤去）し、4LDK化等の子育て世帯向け住戸として整備するもの。

**■社会背景・目的（課題等）**

- ・京都府における合計特殊出生率（1.26）が2年連続の全国ワースト2。
- ・少子化の現状が非常に厳しく、その対策の一つとして住宅・住環境の整備が必要であり、「住宅の狭さ」が理想の子ども数を持たない要因の一つとなっている状況。
- ・上記課題を踏まえ、既存ストックにて住戸改善（2戸1）を行うことにより、子育て世帯向け住戸の供給増を図る。

**■事業対象**

- ・府営住宅西大久保団地の中から、隣同士で空室となっている住戸を対象に実施。

（対象住宅は4棟で合計20戸10セット）

【参考：団地概要】・建設年度、構造：昭和47～平成元年建設、RC造5階建

・棟数、戸数：44棟、2,080戸

**■整備内容**

- ・居住性向上や福祉対応型等のメニューに加え、界壁を一部撤去し、住戸間で室内の行き来が出来る形に改修。併せて、子育て世帯に適した内装仕様等に整備を実施。

【参考：内装仕様等】

- ・可動式家具により、子どもの成長に合わせた間取り変更に対応
- ・子どもを見守れる対面型キッチン
- ・下の階への騒音を低減する床仕上げ など

**■事業実施期間**

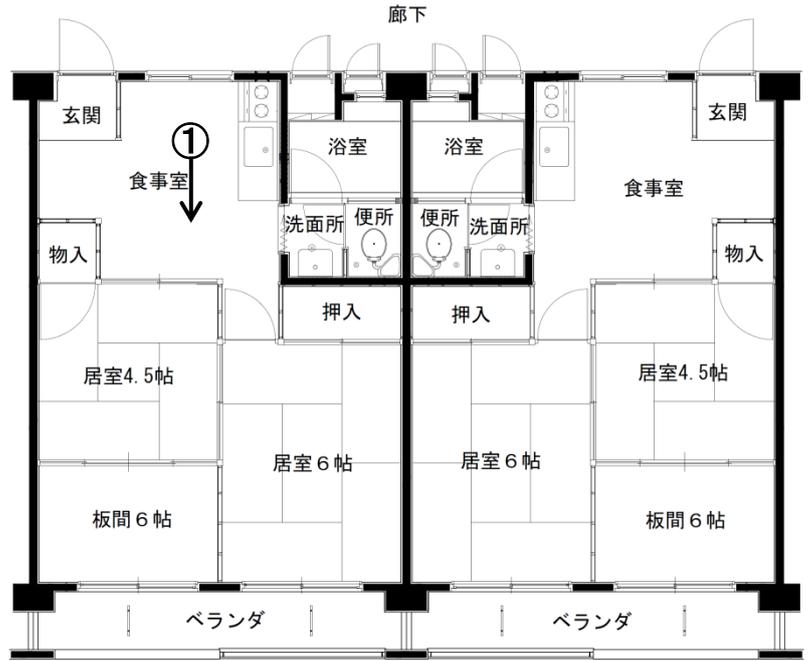
- ・基本設計：平成28年3月31日～平成28年10月7日
- ・実施設計：平成28年11月16日～平成29年1月31日
- ・工事（第6号棟・第37号棟）：平成29年7月14日～平成29年9月29日  
〃（第25号棟・第27号棟）：平成29年7月14日～平成30年2月28日（予定）

**■募集方法・応募状況**

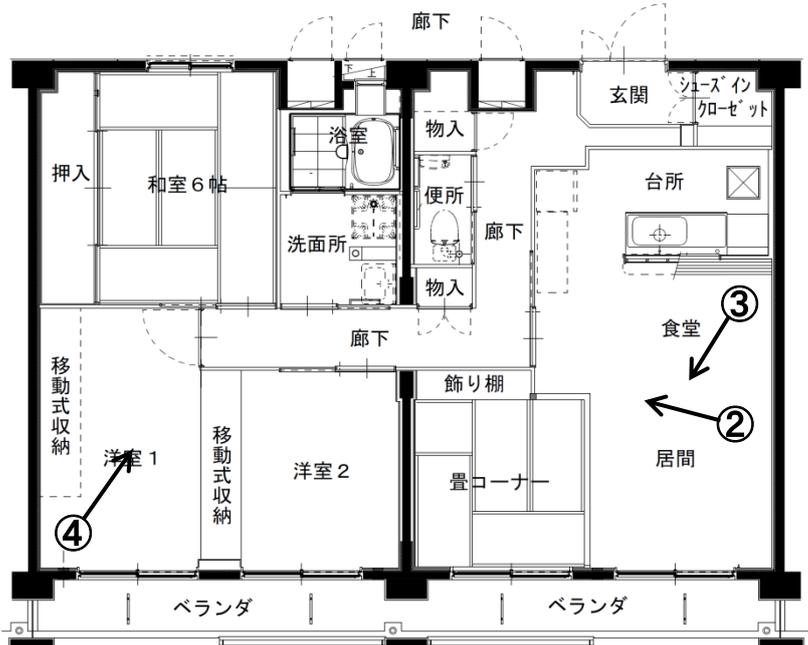
- ・募集方法：子育て世帯期限向け入居期限付き優先入居
- ・募集時期：10月募集 10戸、2月募集 1戸
- ・応募状況：10月募集 25人(2.5倍)うち応募無し1戸、2月募集 9人(9倍)

■間取り図・写真

着工前



着工後



写真③

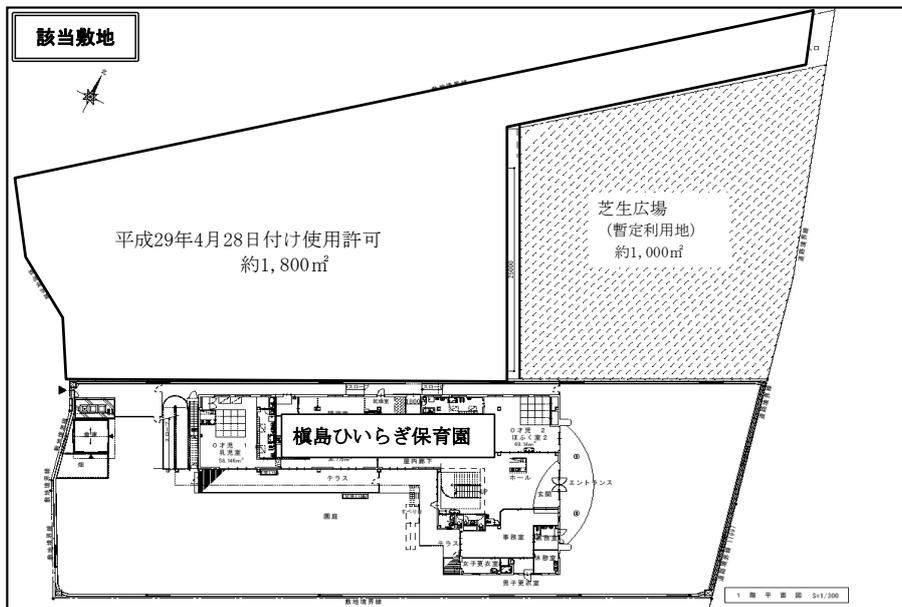
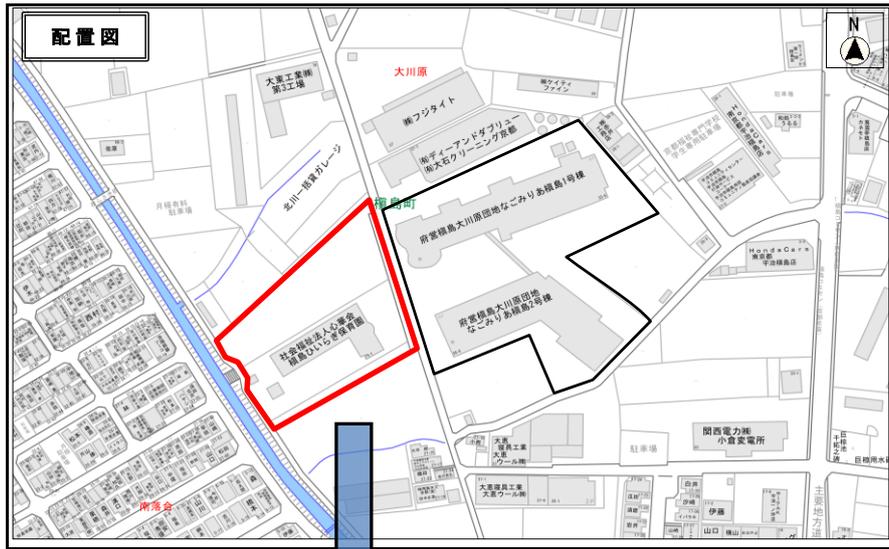


写真④



なごみりあ榎島における保育所(榎島ひいらぎ保育園)増築

府営住宅榎島大川原団地(なごみりあ榎島)敷地未利用地2,833㎡のうち暫定利用中の芝生広場を除く約1,800㎡を平成29年4月28日付けで宇治市に目的外使用許可(無償)し、保育所を増築。



平成 29 年度 当初予算案主要事項説明

健康福祉部

事業名	<p style="text-align: center;">少子化対策総合戦略事業費                  (「家計にやさしい」子育てあんしん京都事業費)                  (京の子育て応援総合融資事業費)</p>												
予算額	1,000,000千円	新規・継続の別	継続										
事業内容  目的 対象 方法等	<p>1 趣 旨                  子育てに係る費用全般を対象とした融資を金融機関と協働して実施（府は金融機関を預託方式により支援）し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。</p> <p>2 融資内容</p> <table border="1" data-bbox="408 1200 1434 1451"> <tr> <td>対象者</td> <td>子ども（概ね23歳未満）を育てている世帯</td> </tr> <tr> <td>使 途</td> <td>教育、住宅リフォーム等子育てに係る経費全般</td> </tr> <tr> <td>限 度 額</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>返済期間</td> <td>10年間～20年間</td> </tr> <tr> <td>金 利</td> <td>金融機関の通常金利より2%低利</td> </tr> </table>			対象者	子ども（概ね23歳未満）を育てている世帯	使 途	教育、住宅リフォーム等子育てに係る経費全般	限 度 額	200万円	返済期間	10年間～20年間	金 利	金融機関の通常金利より2%低利
対象者	子ども（概ね23歳未満）を育てている世帯												
使 途	教育、住宅リフォーム等子育てに係る経費全般												
限 度 額	200万円												
返済期間	10年間～20年間												
金 利	金融機関の通常金利より2%低利												
担当課・担当名	少子化対策課 少子化対策担当	課・担当電話番号	075-414-4602										

平成30年度 当初予算案主要事項(平成29年度2月補正含む)説明

健康福祉部

事業名	少子化対策総合戦略事業費 (「家計にやさしい」子育てあんしん京都事業費) (京の子育て応援総合融資事業費)			新規・ 継続の別	継続
予算額	500,000千円	国庫	起債	その他	一般財源
		—	—	500,000	—
事業内容	1 趣 旨 子育てに係る費用全般を対象とした融資を金融機関と協働して実施 (府は金融機関を預託方式により支援) し、子育て世帯の経済的負担 の軽減を図る。				
(目的 対象 方法等)	2 融資内容				
	対象者	子ども(概ね23歳未満)を育てている世帯			
	使 途	教育、住宅リフォーム等子育てに係る経費全般			
	限度額	200万円			
	返済期間	10年間～20年間			
	金 利	金融機関の通常金利より2%低利			
担当課・担当名	こども総合対策課 少子化対策担当	課・担当	電話番号	075-414-4602	

平成29年度 当初予算案主要事項説明

健康福祉部

事業名	<p style="text-align: center;">少子化対策総合戦略事業費                  (「家計にやさしい」子育てあんしん京都事業費)                  (結婚・子育て応援住宅総合支援事業費)</p>																														
予算額	200,000千円	新規・継続の別	新規																												
事業内容 (目的 対象 方法等)	<p>1 趣 旨                  新婚世帯、子育て(多子・三世帯)世帯に対し住宅確保に係る支援を実施し、経済的負担の軽減を図る。</p> <p>2 事業内容                  結婚から子育てまでの住宅確保に係る経費について総合的に支援</p> <p>○新婚世帯スタートアップ支援</p> <table border="1" data-bbox="416 1099 1426 1308"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象者</th> <th>補助対象</th> <th>補助上限額</th> <th>補助割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世帯所得340万円未満</td> <td rowspan="2">新婚</td> <td rowspan="2">新生活開始に係る新居住居費・引越費用等</td> <td>24万円/1世帯</td> <td>国3/4、府1/8、市町村1/8</td> </tr> <tr> <td>世帯所得340万円以上500万円未満</td> <td>18万円/1世帯</td> <td>府1/2、市町村1/2</td> </tr> </tbody> </table> <p>○多子世帯・三世帯同居等推進支援</p> <table border="1" data-bbox="424 1451 1426 1682"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象者</th> <th>補助対象</th> <th>補助上限額</th> <th>補助割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リフォーム支援</td> <td rowspan="3">多子 三世帯</td> <td>住宅リフォーム費用</td> <td>50万円</td> <td rowspan="3">府1/4、市町村1/4、本人1/2</td> </tr> <tr> <td>購入支援</td> <td rowspan="2">仲介手数料</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>賃貸支援</td> <td>2.5万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○制度スキーム                  市町村が実施する上記事業に対し、府が1/2負担</p>			区分	対象者	補助対象	補助上限額	補助割合	世帯所得340万円未満	新婚	新生活開始に係る新居住居費・引越費用等	24万円/1世帯	国3/4、府1/8、市町村1/8	世帯所得340万円以上500万円未満	18万円/1世帯	府1/2、市町村1/2	区分	対象者	補助対象	補助上限額	補助割合	リフォーム支援	多子 三世帯	住宅リフォーム費用	50万円	府1/4、市町村1/4、本人1/2	購入支援	仲介手数料	20万円	賃貸支援	2.5万円
区分	対象者	補助対象	補助上限額	補助割合																											
世帯所得340万円未満	新婚	新生活開始に係る新居住居費・引越費用等	24万円/1世帯	国3/4、府1/8、市町村1/8																											
世帯所得340万円以上500万円未満			18万円/1世帯	府1/2、市町村1/2																											
区分	対象者	補助対象	補助上限額	補助割合																											
リフォーム支援	多子 三世帯	住宅リフォーム費用	50万円	府1/4、市町村1/4、本人1/2																											
購入支援		仲介手数料	20万円																												
賃貸支援			2.5万円																												
担当課・担当名	少子化対策課 少子化対策担当	課・担当電話番号	075-414-4602																												

平成30年度 当初予算案主要事項(平成29年度2月補正含む)説明

健康福祉部

事業名	<b>少子化対策総合戦略事業費</b> (「家計にやさしい」子育てあんしん京都事業費) (結婚・子育て応援住宅総合支援事業費)			新規・ 継続の別	継続														
予算額	92,000千円	国庫	起債	その他	一般財源														
		21,000	—	—	71,000														
事業内容 (目的 対象 方法等)	1 趣 旨 新婚世帯、子育て(多子・三世代)世帯に対し住宅確保に係る支援を実施し、経済的負担の軽減を図る。																		
	2 事業内容 結婚から子育てまでの住宅確保に係る経費について、市町村と連携して総合的に支援																		
	○新婚世帯スタートアップ支援																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象者</th> <th>補助対象</th> <th>補助基準額</th> <th>補助割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世帯所得340万円未満</td> <td rowspan="2">新婚</td> <td rowspan="2">新生活開始に係る新居住居費・引越費用等</td> <td>30万円/1世帯</td> <td>国1/2、府1/4、市町村1/4</td> </tr> <tr> <td>世帯所得340万円以上500万円未満</td> <td>18万円/1世帯</td> <td>府1/2、市町村1/2</td> </tr> </tbody> </table>					区分	対象者	補助対象	補助基準額	補助割合	世帯所得340万円未満	新婚	新生活開始に係る新居住居費・引越費用等	30万円/1世帯	国1/2、府1/4、市町村1/4	世帯所得340万円以上500万円未満	18万円/1世帯	府1/2、市町村1/2	
区分	対象者	補助対象	補助基準額	補助割合															
世帯所得340万円未満	新婚	新生活開始に係る新居住居費・引越費用等	30万円/1世帯	国1/2、府1/4、市町村1/4															
世帯所得340万円以上500万円未満			18万円/1世帯	府1/2、市町村1/2															
○多子世帯・三世代同居等推進支援																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象者</th> <th>補助対象</th> <th>補助基準額</th> <th>補助割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リフォーム支援</td> <td rowspan="3">多子 三世代</td> <td>住宅リフォーム費用</td> <td>100万円/1世帯</td> <td rowspan="3">府1/2、市町村1/2</td> </tr> <tr> <td>購入支援</td> <td rowspan="2">仲介手数料</td> <td>40万円/1世帯</td> </tr> <tr> <td>賃貸支援</td> <td>5万円/1世帯</td> </tr> </tbody> </table>					区分	対象者	補助対象	補助基準額	補助割合	リフォーム支援	多子 三世代	住宅リフォーム費用	100万円/1世帯	府1/2、市町村1/2	購入支援	仲介手数料	40万円/1世帯	賃貸支援	5万円/1世帯
区分	対象者	補助対象	補助基準額	補助割合															
リフォーム支援	多子 三世代	住宅リフォーム費用	100万円/1世帯	府1/2、市町村1/2															
購入支援		仲介手数料	40万円/1世帯																
賃貸支援			5万円/1世帯																
担当課・担当名	こども総合対策課 少子化対策担当		課・担当 電話番号	075-414-4602															

## 結婚・子育て応援住宅総合支援事業の概要

	新婚世帯支援	子育て世帯支援																					
<b>対象世帯</b>	<p>①当該事業年度中に婚姻届を提出し、受理された夫婦</p> <p>②婚姻届提出日時時点で<b>夫婦の双方又は一方が40歳未満</b></p> <p>③夫婦の所得の合算額が500万円未満の世帯                      &lt;国制度&gt;                      ・世帯所得340万円未満                      &lt;府制度&gt;                      ・世帯所得340万円以上500万円未満                      ※最新の所得証明書をもとに、夫婦の所得を合算して算出</p>	<p>①多子世帯                      子ども（18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある者、<b>妊娠中の子ども</b>も含む）3人以上の世帯</p> <p>②<b>三世代同居・近居する世帯</b>                      親子世帯と祖父母（曾祖父母含む）世帯が同居・近居する世帯</p> <p style="text-align: center;">※<b>近居：直線距離で2km以内</b></p> <p>※①、②とも年収約750万円未満までを対象</p>																					
<b>補助対象地域を限る等、市町村が独自に補助対象を制限することは可とする。</b>																							
<b>補助上限額</b>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>補助上限額</th> <th>補助割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: left;">区</td> <td>世帯所得340万円未満</td> <td>1世帯あたり24万円</td> <td>国3/4、府1/8、市町村1/8</td> </tr> <tr> <td>世帯所得340万円以上500万円未満</td> <td>1世帯あたり18万円</td> <td>府1/2、市町村1/2</td> </tr> </tbody> </table>			補助上限額	補助割合	区	世帯所得340万円未満	1世帯あたり24万円	国3/4、府1/8、市町村1/8	世帯所得340万円以上500万円未満	1世帯あたり18万円	府1/2、市町村1/2	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>補助上限額</th> <th>補助割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リフォーム</td> <td>100万円</td> <td rowspan="3">府 1/2 市町村 1/2</td> </tr> <tr> <td>住宅購入</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>住宅賃貸</td> <td>5万円</td> </tr> </tbody> </table>		補助上限額	補助割合	リフォーム	100万円	府 1/2 市町村 1/2	住宅購入	40万円	住宅賃貸	5万円
		補助上限額	補助割合																				
区	世帯所得340万円未満	1世帯あたり24万円	国3/4、府1/8、市町村1/8																				
	世帯所得340万円以上500万円未満	1世帯あたり18万円	府1/2、市町村1/2																				
	補助上限額	補助割合																					
リフォーム	100万円	府 1/2 市町村 1/2																					
住宅購入	40万円																						
住宅賃貸	5万円																						
<b>補助対象項目</b>	<p>①新規の住宅購入；購入に係る費用</p> <p>②<b>新規の住宅賃貸；賃料、共益費、仲介手数料</b></p> <p>③引越費用：引越業者又は運送業者への支払に限る。</p>	<p>①<b>リフォーム</b>                      次の内容以外の工事                      ■同居・近居との関連がない工事                      （例：外構工事、雨漏修繕等）                      ■設備機器のみの設置又は更新</p> <p>②住宅購入                      仲介手数料</p> <p>③住宅賃貸                      仲介手数料</p>																					
<b>市町村が独自に補助対象項目を制限することは可とする。</b>																							
<b>事業完了の要件</b>	<p>当該年度期間中に次の事項が完了していること。</p> <p>①居住の実態                      夫婦の双方又は一方が当該住宅に住居登録済みで居住していること。</p> <p>②新規の住宅購入                      売買契約書の締結及び支払</p> <p>③新規の賃貸契約                      賃貸借契約書の締結及び支払</p> <p>④引越費用の支払完了                      引越業者又は運送業者への支払</p>	<p>①<b>リフォーム</b>  <b>リフォーム工事が完了し代金の支払完了</b></p> <p>②<b>住宅購入</b>  <b>仲介手数料の支払完了</b></p> <p>③<b>住宅賃貸</b>  <b>仲介手数料の支払完了</b></p>																					

平成29年度当初予算案主要事項説明

健康福祉部・教育委員会

事業名	きょうとこどもの城づくり事業費																														
予算額	145,032千円	新規・継続の別	新規																												
事業内容  〔 目的 対象 方法等 〕	<p>1 趣 旨            様々な課題を抱える子ども(ひとり親家庭・退所児童等)の生活習慣の確立と学習習慣の定着を支援するため、地域実情に応じた「きょうとこどもの城」の開設や運営を支援し、こどもの健全な成長と貧困の連鎖の防止を図る。</p> <p>2 事業内容            事業者が地域のニーズや実情に応じた多様な機能を持てるよう、選択制の支援メニューを用意(複数選択の場合は、支援額を合算)</p> <p>〔 (例) 居場所と子ども食堂機能を併設する運営費(年間150日(週3回以上)実施) 〕            居場所(6,750千円)+子ども食堂(1,500千円)=8,250千円</p> <p>(1) きょうとこどもの城づくり事業(総合支援メニュー) : 138,672千円            (単位:千円(1カ所当たり上限額))</p> <table border="1" data-bbox="392 1025 1437 1599"> <thead> <tr> <th></th> <th>運営費支援</th> <th>開設費支援</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>きょうと子ども食堂 (食事の提供) ③</td> <td>1,500</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">居場所 ③ (生活・学習支援)</td> <td>15日～(夏休み等実施)</td> <td>405</td> </tr> <tr> <td>50日～(週1回以上)</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>100日～(週2回以上)</td> <td>4,900</td> </tr> <tr> <td>150日～(週3回以上)</td> <td>6,750</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">未来塾等 (学習支援)</td> <td>地域未来塾⑤</td> <td>224</td> </tr> <tr> <td>生活困窮世帯の場合①</td> <td>889</td> </tr> <tr> <td>フリースクール④</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>4,000 (シェアハウス(退所児童等)②)</td> </tr> </tbody> </table>				運営費支援	開設費支援	きょうと子ども食堂 (食事の提供) ③	1,500	200	居場所 ③ (生活・学習支援)	15日～(夏休み等実施)	405	50日～(週1回以上)	1,200	100日～(週2回以上)	4,900	150日～(週3回以上)	6,750			1,500	未来塾等 (学習支援)	地域未来塾⑤	224	生活困窮世帯の場合①	889	フリースクール④	500			4,000 (シェアハウス(退所児童等)②)
		運営費支援	開設費支援																												
きょうと子ども食堂 (食事の提供) ③	1,500	200																													
居場所 ③ (生活・学習支援)	15日～(夏休み等実施)	405																													
	50日～(週1回以上)	1,200																													
	100日～(週2回以上)	4,900																													
	150日～(週3回以上)	6,750																													
		1,500																													
未来塾等 (学習支援)	地域未来塾⑤	224																													
	生活困窮世帯の場合①	889																													
	フリースクール④	500																													
		4,000 (シェアハウス(退所児童等)②)																													
<p>(2) 「子ども食堂」食材供給体制構築事業 : 5,000千円 ③            食品関係団体・農業団体等とフードバンク・社会福祉協議会等とが連携した食材提供の仕組みづくり</p> <p>(3) 子どもの貧困対策総合支援事業 : 1,360千円 ③            子どもの貧困対策ネットワーク会議の開催等(地域支援拠点の団体、市町村、居場所事業者等)</p>																															
担当課名 及び 電話番号	<p>①福祉・振興課 生活・就労一体支援担当 (075-693-8243) ④学校教育課 指導第2担当 (075-414-5840)</p> <p>②家庭支援課 家庭福祉担当 (075-414-4582) ⑤社会教育課 振興担当 (075-414-5884)</p> <p>③ " 母子・父子担当 (075-414-4584)</p>																														

平成30年度 当初予算案主要事項(平成29年度2月補正含む)説明  
健康福祉部・教育委員会

事業名	きょうとこどもの城強化拡大事業費		新規・継続の別		一部新規																			
	予算額	国庫	起債	その他	一般財源																			
	167,009千円	52,524	—	—	114,485																			
事業内容	<p>1 趣 旨 様々な課題を抱える子ども(ひとり親家庭・退所児童等)の生活習慣の確立と学習習慣の定着を支援するため、地域の実情に応じた「きょうとこどもの城」の開設や運営を支援し、こどもの健全な成長と貧困の連鎖の防止を図る。</p> <p>2 事業内容 事業者が地域のニーズや実情に応じた多様な機能を持てるよう、選択制の支援メニューを用意(複数選択の場合は、支援額を合算)</p>																							
	<p>〔 目 的 対 象 方 法 等 〕</p>	<p>拡(1) きょうとこどもの城づくり事業(総合支援メニュー) : 162,749千円 (単位:千円(1カ所当たり上限額))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>運 営 費 支 援</th> <th>開 設 費 支 援</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>きょうと子ども食堂 (食事の提供) ③</td> <td>1,500</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>居場所 ③ (生活・学習支援)</td> <td>15日～(夏休み等実施) 405 50日～(週1回以上) 1,200</td> <td rowspan="3">} 1,500</td> </tr> <tr> <td>※地域支援拠点の拡大</td> <td>100日～(週2回以上) 4,900</td> </tr> <tr> <td>※支援メニューの追加 断・宿泊体験型 断・朝食提供型</td> <td>150日～(週3回以上) 6,750</td> </tr> <tr> <td>未来塾等 (学習支援)</td> <td>地域未来塾⑤ 236 生活困窮世帯の場合① 1,425 フリースクール④ 500</td> <td>シェアハウス 4,000 (退所児童等)②</td> </tr> <tr> <td>未来づくりサポーター (大学生等による支援)③</td> <td>300</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>拡(2) こどもの城ネットワークの強化 : 4,260千円 ③ 関係団体による「きょうとこどもの城ネットワーク会議」を開催するとともに、こどもの城実施団体への安定した食材提供や食物アレルギー対策の強化を図るほか、ひとり親家庭の子等への下宿代支援(京都ソリデール事業:福祉型)を実施</p>						運 営 費 支 援	開 設 費 支 援	きょうと子ども食堂 (食事の提供) ③	1,500	200	居場所 ③ (生活・学習支援)	15日～(夏休み等実施) 405 50日～(週1回以上) 1,200	} 1,500	※地域支援拠点の拡大	100日～(週2回以上) 4,900	※支援メニューの追加 断・宿泊体験型 断・朝食提供型	150日～(週3回以上) 6,750	未来塾等 (学習支援)	地域未来塾⑤ 236 生活困窮世帯の場合① 1,425 フリースクール④ 500	シェアハウス 4,000 (退所児童等)②	未来づくりサポーター (大学生等による支援)③	300
	運 営 費 支 援	開 設 費 支 援																						
きょうと子ども食堂 (食事の提供) ③	1,500	200																						
居場所 ③ (生活・学習支援)	15日～(夏休み等実施) 405 50日～(週1回以上) 1,200	} 1,500																						
※地域支援拠点の拡大	100日～(週2回以上) 4,900																							
※支援メニューの追加 断・宿泊体験型 断・朝食提供型	150日～(週3回以上) 6,750																							
未来塾等 (学習支援)	地域未来塾⑤ 236 生活困窮世帯の場合① 1,425 フリースクール④ 500	シェアハウス 4,000 (退所児童等)②																						
未来づくりサポーター (大学生等による支援)③	300	—																						
担当課名 及び 電話番号	①福祉保健課 生活・就労一体型支援担当 (075-693-8243)		④学校教育課 指導第2担当 (075-414-5840)																					
	②家庭支援課 家庭福祉担当 (075-414-4582)		⑤社会教育課 振興担当 (075-414-5884)																					
	③ " 母子・父子担当 (075-414-4584)																							



# 地域における対策の推進

～ 子ども貧困支援の拠点「こどもの城」の開設・運営支援 ～

**新** きょうとこどもの城づくり事業<29新規>

**145**百万円

**114**箇所（うち子ども食堂**42**箇所）を支援

- 様々な課題を抱える子ども（生活困窮、ひとり親世帯等）に対し、地域の人々が協力して、生活習慣の確立や学習習慣の定着支援や、食事の提供などを行う施設「きょうとこどもの城」に対し、開設・運営費を助成

<支援額>運営費：居場所夏休み等実施(15日)		405千円～	週3日以上(150日)	6,750千円
	子ども食堂	1,500千円	(150日まで、1日当たり10千円)	
	地域未来塾	224千円		
開設費：居場所		1,500千円		
	子ども食堂	200千円		
	シェアハウス	4,000千円	(整備費) 等	

- 子ども食堂と食材提供者を結ぶマッチングシステムを構築
  - ▶ 食品関係団体・農業団体・フードバンク・社協等が連携して子ども食堂の運営をサポート
- 子どもの貧困対策ネットワーク会議の設置
  - ▶ 学校、市町村、福祉団体など、地域が一体となって貧困対策に取り組む



## ⑤ きょうとこどもの城強化拡大事業

**1.6**億円規模

**増** 実施箇所の大幅増加

▶ 29 116箇所 → 30 150箇所へ拡大（34箇所増）

**拡** 地域支援拠点の拡大

**32**目標200箇所

- 新規取組団体への開設・運営支援等を担う拠点団体を府域全域へ拡大（3団体→10団体）
  - ▶ 29南丹、京都市 → 30北部、中部、南部へ拡大

**新** 支援メニューの拡充

- 生活習慣の確立に向けた加算メニューの追加（宿泊体験型、朝食提供型）
- 食物アレルギー対策メニューの追加（専門講師の派遣）



**ネットワークの強化**

- 29運営開始のフードバンクも含め、こどもの城のネットワークを強化

**新** 京都版コレクティブハウス開設事業

- 居住者同士が家事や育児等を相互サポートすることで子育ての負担軽減や、地域の交流の場にもなるコレクティブハウスの開設を推進

# 京都府府営住宅向日台団地民活導入可能性調査の事業概要

## 調査対象団地の概要等

- ・ 規 模：15棟・495戸(入居戸数 447戸・平成29年3月31日現在)  
 ※平成26年6月募集停止
- ・ 建 設 年：S41(1966)年…8棟建設 S42(1967)年…7棟建設
- ・ 構 造：鉄筋コンクリート造5階建て
- ・ 敷 地：約45,500㎡(府有地)
- ・ 用途地域：第1種住居地域(建ぺい率60%・容積率200%)、15m第1種高度地区

- ・ 委 託 先：(株)市浦ハウジング&プランニング大阪支店
- ・ 委 託 期 間：平成29年3月27日～平成30年3月9日

## 検討経緯等

- 京都府では、次の要件に該当する案件については、PFI検討対象としている。
- ① 設計及び建設費が10億円以上の施設整備事業(改築を含む)
  - ② 上記以外の事業で民間の経営ノウハウ等の活用により行政の効率化やサービスの著しい向上が見込まれる事業

## 事業化に向けての課題及び検討した内容

### <課題>

- PFI導入に当たっては、次の課題について検討
- ・ まちづくりの拠点となる団地にし、余剰地の最大化、家賃収入以外に収益を生み出す仕組みづくりが必要
  - ・ 地域活性化、交流機能を付与することが必要
  - ・ 住民サービスの向上や団地を活用した新しい価値を生み出す運営経営手法の検討が必要
  - ・ 民間の経営手法や創意工夫を活かした施設運営の可能性検討が必要

### <検討した内容>

課題解決のために、次の調査・検討を実施

- ・ 課題及び調査等を踏まえた事業計画等の精査
- ・ 精査した事業計画等に基づくVFM等の算定
- ・ 各種リスクの抽出及び適切な官民負担の検討
- ・ 民間企業(金融機関を含む)の意向調査

### 【計画での位置づけ・方針】

- ・ 府営住宅ストック総合活用計画(第二次)(計画期間:H18～27年度) → 建替え
- ・ 府営住宅等長寿命化計画(計画期間:H28～37年度) → 建替え
- ・ イニシャルコストの抑制や、より円滑で迅速な事業推進を図るため、VFMが得られる場合のPFI事業の実施等の民間活力の導入を図る。

# 府営住宅向日台団地の現況

■ 敷地  
 ・所在地 向日市寺戸町天狗塚、向日町北山他、京都市西京区大原野上里南ノ町ノ大原野東野町長岡京市滝ノ町二丁目  
 ・敷地面積 約45,500㎡

開催時以外は団地住民のラジオ体操の場として活用



1 競輪場駐車場(南)

開催時以外は地域のスポーツクラブ等がグラウンドとして活用



2 競輪場駐車場(北)



3 東側崖



4 府道柚原・向日線



凡例  
 ○(棟番号)  
 戸数/入居世帯数



5 団地内通路



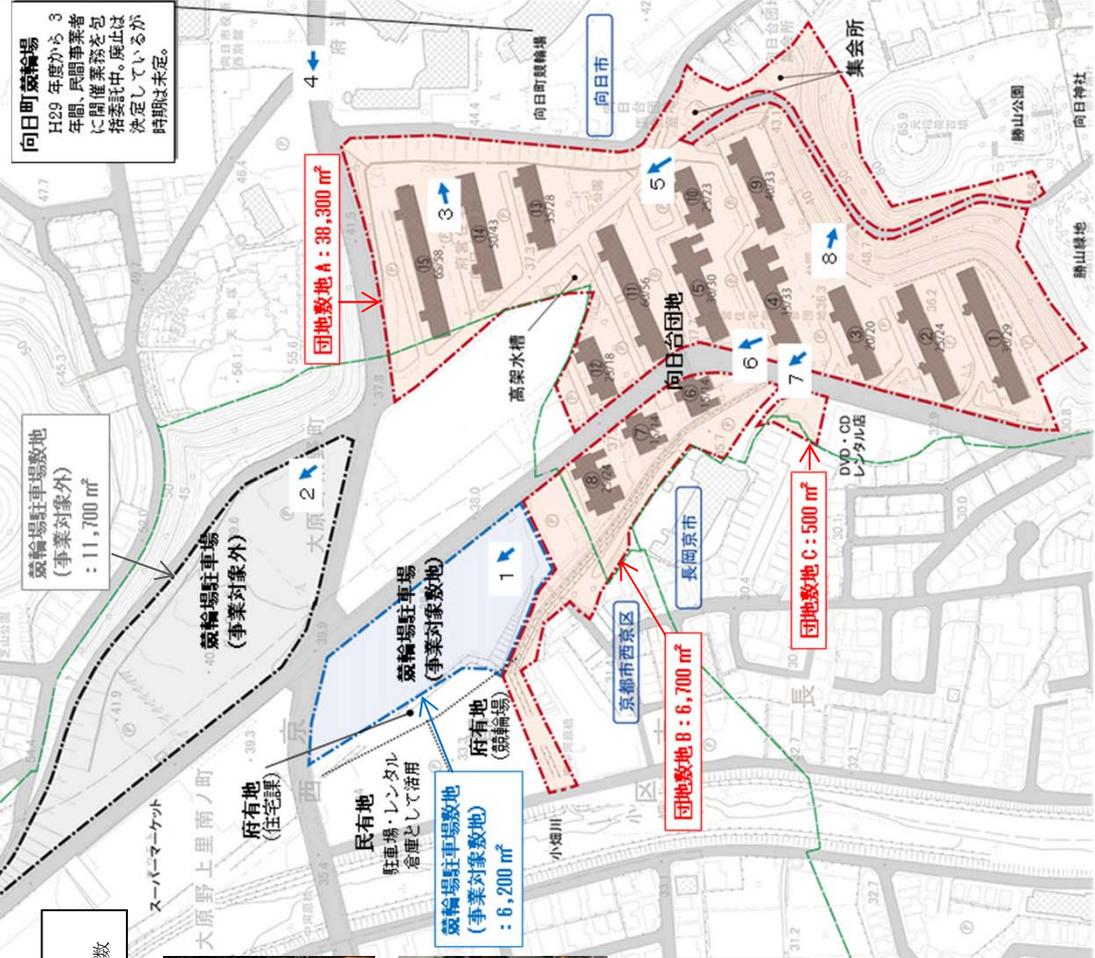
6 歩道橋



7 西側敷地



8 南側崖



向日町競輪場  
 H29年度から3年間、民間事業者と競輪業種を包摂委託中。廃止は決定しているが時期は未定。

団地敷地 A : 38,300㎡

団地敷地 C : 500㎡

団地敷地 B : 6,700㎡

競輪場駐車場敷地 (事業対象敷地) : 6,200㎡

競輪場駐車場敷地 (事業対象敷地) : 11,700㎡

棟番号	建設年度	戸数	専有面積	改善履歴等
1棟	S41	30	75.3	平成元年度改善
2棟	S41	25	75.3	昭和63年度改善
3棟	S41	20	75.4	昭和60年度改善
4棟	S41	15	75.3	—
		20	58.4	平成元年度改善
5棟	S41	15	75.3	—
		15	58.4	平成2年度改善
6棟	S41	15	58.4	昭和62年度改善
7棟	S41	15	58.4	昭和62年度改善
8棟	S41	25	58.4	昭和61年度改善
9棟	S42	40	35.8	—
10棟	S42	25	35.8	—
11棟	S42	60	35.8	EVあり
12棟	S42	25	35.8	—
13棟	S42	35	35.8	—
14棟	S42	50	35.8	EVあり
15棟	S42	65	35.8	—
合計	—	495	—	—

## 被災者受入体制

- ・災害により住宅に困窮する者に対し、府営住宅等を目的外使用許可により一時的に提供
- ・府外の大規模災害については国の支援要請などを踏まえ、広域避難の見込まれる場合に対応
- ・府内災害については、大規模災害で市町村で対応しきれない場合に支援要請を受けて対応
- ・ある程度整備された空き住戸があれば迅速に提供可能であるが、本来の募集計画に影響
- ・受入者の退去には新たな住居の確保が必要であり、必要に応じ府営住宅等への正式入居の案内その他の支援を実施

### ○ 大規模災害での受入実績(平成22年度以降)

- |                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| 1 府外で発生                           |     |
| ・ 東日本大震災(平成23年3月)                 | 65戸 |
| ・ 平成28年熊本地震(平成28年4月・熊本県)          | 2戸  |
| 2 府内で発生                           |     |
| ・ 京都府南部地域豪雨災害(平成24年8月・宇治市)        | 19戸 |
| ・ 平成25年台風18号災害(平成25年9月・福知山市及び舞鶴市) | 13戸 |
| ・ 平成26年8月福知山豪雨(平成26年8月・福知山市)      | 18戸 |

●住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成29年4月26日公布 公布後6ヶ月以内施行）

背景・必要性

○住宅確保要配慮者\*の状況

\* 高齢者、子育て世帯、低額所得者、障害者、被災者など住宅の確保に特に配慮を要する者

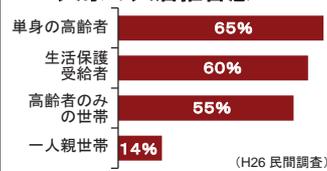
- 高齢単身者が今後10年で100万人増加（うち民間賃貸入居者22万人）
- 若年層の収入はピーク時から1割減（30歳代給与：<H9> 474万円 ⇒ <H27> 416万円〔▲12%〕）
- 若年夫婦が理想の子ども数を持たない理由「家が狭いから」（16%）
- 一人親世帯の収入は夫婦子世帯の43%（H26：一人親世帯296万 ⇒ 夫婦子世帯688万円）
- 家賃滞納、孤独死、子どもの事故・騒音等への不安から入居拒否

○住宅ストックの状況

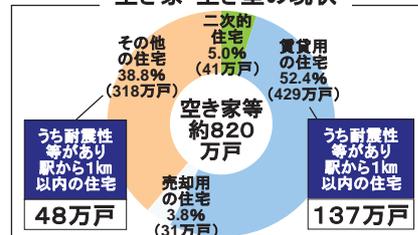
- 総人口が減少する中で公営住宅の大幅増は見込めない
- 民間の空き家・空き室は増加傾向

→ 空き家等を活用し、住宅セーフティネット機能を強化

大家の入居拒否感



空き家・空き室の現状



改正法の概要

○国の基本方針[既存]に加え、地域の住宅事情に応じ、地方公共団体が登録住宅等に関する供給促進計画を策定

登録制度の創設

○空き家等を住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として賃貸人が都道府県等に登録

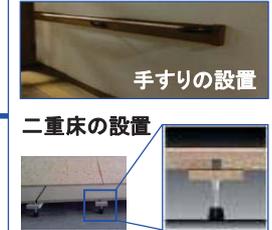
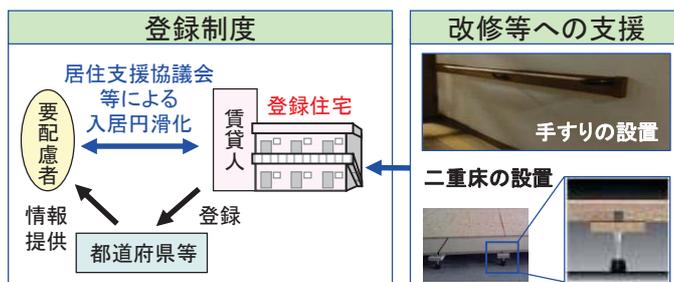
➢ 構造・設備、床面積等の登録基準への適合

- 〔耐震性能、一定の居住面積 等〕
- ※ 地域の実情に応じて、供給促進計画で基準の強化緩和
- ※ 共同居住型住宅の面積等の基準も策定

○都道府県等は登録住宅の情報開示を行うとともに要配慮者の入居に関し賃貸人を指導監督

○登録住宅の改修・入居への支援

➢ 登録住宅の改修費を住宅金融支援機構（JHF）の融資対象に追加



H29 予算

専ら住宅確保要配慮者のために用いられる登録住宅について

- 改修費を国・地方公共団体が補助
- 地域の実情に応じて、要配慮者の家賃債務保証料や家賃低廉化に国・地方公共団体が補助

住宅確保要配慮者の入居円滑化に関する措置

○居住支援法人による入居相談・援助

- 居住支援協議会の活動の中核となる居住支援法人（NPO等）を都道府県が指定
- 同法人による登録住宅の情報提供、入居相談その他の援助

○家賃債務保証の円滑化

- 適正に家賃債務保証を行う業者について、情報提供を行うとともに、JHFの保険引受けの対象に追加
- 居住支援法人による家賃債務保証の実施

○生活保護受給者の住宅扶助費等について代理納付\*を推進

\*本来、生活保護受給者が賃貸人に支払うべき家賃等を、保護の実施機関が賃貸人に直接支払うこと

H29 予算

➢ 居住支援協議会等による円滑な入居等を図るための活動に国が補助



【目標・効果】

空き家等を活用した住宅セーフティネット機能を強化することにより、住宅確保要配慮者の住生活の安定の確保及び向上を実現（KPI）登録住宅の登録戸数 0戸 ⇒ 17.5万戸（年間5万戸相当）（2020年度末）

居住支援協議会に参画する市区町村(①)及び自ら設立する市区町村(②)の合計が全体(1,741市区町村)に占める割合 40% (① 669+② 19 = 688 市区町村) (2016年度末) ⇒ 80% (①+② ≥ 1393 市区町村) (2020年度末)

## 京都府における新たな住宅セーフティネット制度施行後の状況

1 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録 (※登録権者：京都府及び京都市)  
6 戸 (京都府：0戸、京都市：6戸)

2 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定 (※指定権者：京都府)  
1 件 (ホームネット株式会社)

### 3 その他

- ・京都市と連携して登録手続等に関する窓口の開設について記者発表 (H29. 10. 20)
- ・府独自の民間既存住宅活用型の住宅セーフティネット関連事業として、若者への低廉で質の高い住宅確保及び自宅の一室を提供する高齢者との交流を図る異世代同居マッチング「京都ソリデール」事業を実施 (平成 28 年度～)

### 4 今後の対応

本制度は、増加する住宅確保要配慮者の重層的な受け皿となるとともに、民間空き家・空き室の有効活用にもなることから、引き続き居住支援協議会を通じた制度の普及等の取組を実施

### (参考) 京都府における住宅確保要配慮者の状況

宅建業者に対するアンケート結果 (H29. 8 月) によれば、平成 23 年時点と比較して解消の傾向にあるものの、依然として家主による入居拒否の実態は存在

賃貸住宅の媒介に際して、家主から断るよう言われた経験の有無

入居者の 種別	回答 (H23. 8 月) ※回答総数：651						回答 (H29. 8 月) ※回答総数：679					
	経験有り		経験なし		無回答		経験有り		経験なし		無回答	
高齢者	326	50%	281	43%	44	7%	297	44%	368	54%	14	2%
障害者	150	23%	452	69%	49	8%	109	16%	553	81%	17	3%
外国人	256	39%	332	51%	63	10%	242	36%	415	61%	22	3%
母子 (父子) 家庭	97	15%	495	76%	59	9%	47	7%	596	88%	36	5%

出典：宅建業者を対象とした「人権問題についてのアンケート」(京都府建設交通部)

# 次世代下宿「京都ソリデール」事業概要

※ソリデールはフランス語で「連帯の」の意味

参考資料  
2-9

## 1. 趣旨

若者（一人暮らしの大学生等）へ低廉で質の高い住宅確保と自宅の一室を提供する高齢者との交流を図る、同居マッチングシステムを構築

## 2. 実施スケジュール

平成27年度 国内外の先進事例の調査等（フランス、東京、福井等）  
平成28年度 運営団体を公募の上で京都府南部で異世代同居マッチングの開始・検証、同居に必要なリフォームに係る補助の開始  
平成29年度～ 京都府全域への異世代同居マッチングの展開

## 3. 京都府地域創生戦略での位置付け

基本目標1 京都の未来を拓く人をつくる

○若者と高齢者の同居を支援する新しい住環境のマッチングシステムづくり

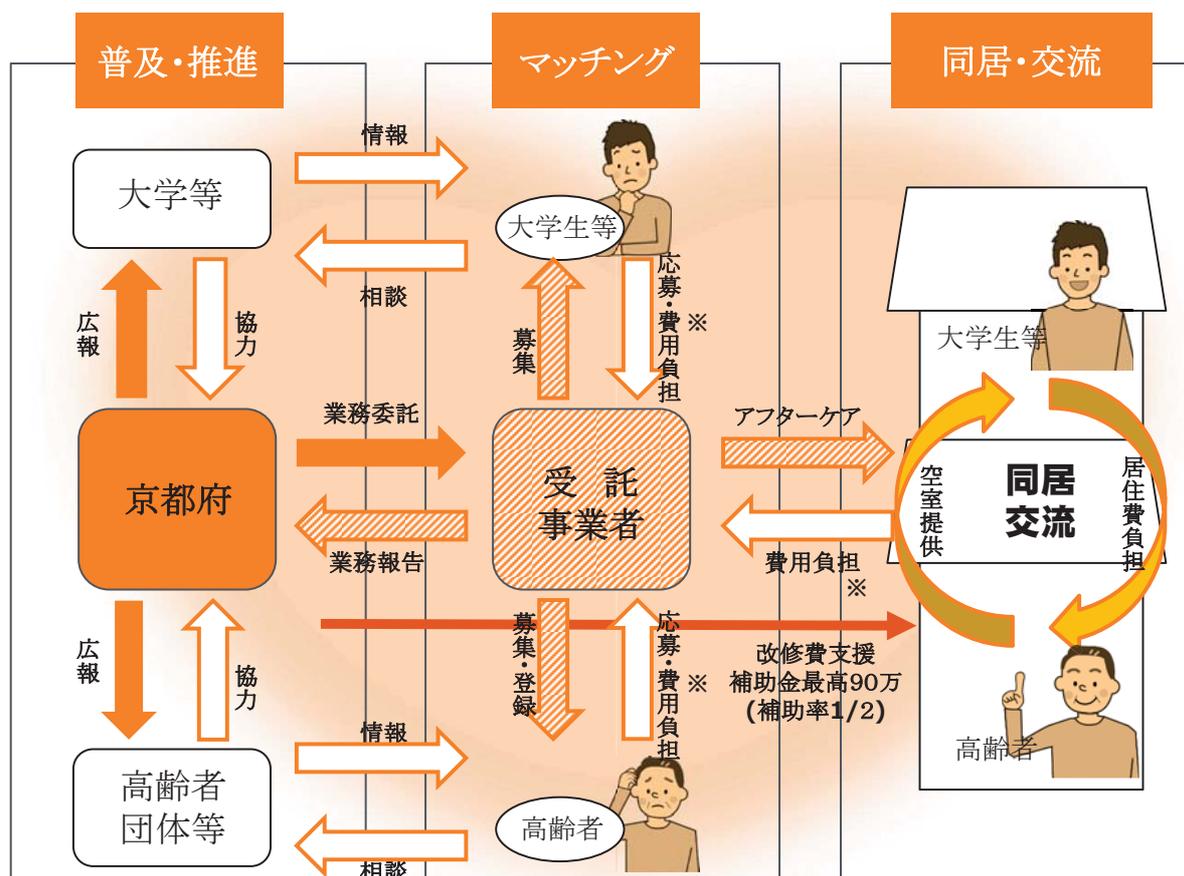
## 4. 予算

平成29年度1,400万円（委託費等500万円、リフォーム補助900万円）

※別途、健康福祉部予算として、下宿代の一部支援（平成29年度200万円）を実施

## 事業実施体制スキーム図

平成29年度次世代下宿「京都ソリデール」事業



# 平成29年度当初予算案主要事項説明

健康福祉部  
建設交通部

事業名	<b>次世代下宿「京都ソリデール」事業費</b>						
予算額	16,000千円	新規・継続の別	一部新規				
事業内容 〔目的〕 〔対象〕 〔方法等〕	<p><b>1 趣 旨</b></p> <p>若者の府外への転出抑制、府外からの流入促進及び地方への定住促進を図るため、若者への低廉で質の高い住宅確保と自宅の一室を提供する高齢者との交流を図る同居マッチングシステムを構築し、京都ならではの次世代下宿「京都ソリデール」事業を実施</p> <p><b>2 事業概要</b></p> <p>(1) 若者への低廉で質の高い住宅確保と、若者に自宅の一室を提供する高齢者との交流を図るため、改修が必要な住宅のリフォーム補助と同居マッチングを実施 (14,000千円) (担当課：住宅課)</p> <p>■リフォーム補助概要</p> <table border="1" data-bbox="517 1281 1315 1498"> <tr> <td style="text-align: center;">対象経費</td> <td>若者と高齢者の同居に必要なリフォーム工事に要する経費</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">補助額</td> <td>上限90万円(補助率1/2)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">※自己負担額は、府住宅改良資金融資制度の対象</p> <p>■同居マッチング 目標：30組</p> <p>○(2) ひとり親家庭、生活困窮世帯の子等が大学進学等により利用する場合、下宿代の一部(1/3、上限2万円)を支援 (2,000千円) (担当課：家庭支援課)</p>			対象経費	若者と高齢者の同居に必要なリフォーム工事に要する経費	補助額	上限90万円(補助率1/2)
対象経費	若者と高齢者の同居に必要なリフォーム工事に要する経費						
補助額	上限90万円(補助率1/2)						
担当課・係名	家庭支援課 母子・父子担当 住宅課 計画担当	課・係直通電話番号	075-414-4584 075-414-5361				

平成30年度 当初予算案主要事項(平成29年度2月補正含む)説明

建設交通部

事業名	次世代下宿「京都ソリデール」事業費		新規・ 継続の別	継 続					
予 算 額	14,000千円	国 庫	起 債	その他	一般財源				
		—	—	—	14,000				
事業内容 目的 対象 方法等	<p><b>1 趣 旨</b></p> <p>若者の府外への転出抑制、府外からの流入促進及び地方への定住促進を図るため、若者への低廉で質の高い住宅確保と自宅の一室を提供する高齢者との交流を図る同居マッチングシステムを構築し、京都ならではの次世代下宿「京都ソリデール」事業を実施する。</p> <p><b>2 事業概要</b></p> <p>若者への低廉で質の高い住宅確保と、若者に自宅の一室を提供する高齢者との交流を図るため、改修が必要な住宅のリフォーム補助と同居マッチングを実施</p> <p>■リフォーム補助概要</p> <table border="1"> <tr> <td>対象経費</td> <td>若者と高齢者の同居に必要なリフォーム工事に要する経費</td> </tr> <tr> <td>補 助 額</td> <td>上限90万円(補助率1/2)</td> </tr> </table> <p>※自己負担額は、府住宅改良資金融資制度の対象</p> <p>■同居マッチング 目標：50組</p>					対象経費	若者と高齢者の同居に必要なリフォーム工事に要する経費	補 助 額	上限90万円(補助率1/2)
対象経費	若者と高齢者の同居に必要なリフォーム工事に要する経費								
補 助 額	上限90万円(補助率1/2)								
担当課・担当名	住 宅 課 計 画 担 当	課・担当 電話番号	075-414-5361						

京都府内における空家等対策特措法に関する取組状況一覧

		府内 26 市町村の取組状況			
			H28 年度末時点	H30. 2. 1 時点	
1	実態把握	全部済	10	16	
		一部済	7	9	
		実施中	4	0	
		実施予定	3	1	
		予定無	2	0	
2	特定空家等の判断基準 (法第 2 条)	策定済	2	5	
		策定予定	15	13	
		予定無	9	8	
3	空家等対策計画 (法第 6 条)	公表済	2	5	
		策定予定	13	11	
		未定	8	9	
		予定無	3	1	
4	協議会の設置 (法第 7 条)	設置済	3	5	
		設置予定	9	7	
		予定無	14	14	
5	立入調査 (法第 9 条)	実施済	1	2	
		実施予定	8	9	
		予定無	17	15	
6	所有者情報の利用 (法第 10 条)	利用有	20	20	
		利用無	6	6	
7	法等に基づく 取組 (法第 13 条)	相談窓口	有	15	21
			予定	3	1
			無	8	4
		空家バンク	有	16	18
			予定	2	4
			無	8	4
		調査支援	有	1	1
			予定	0	0
			無	25	25
		改修支援	有	10	11
			予定	1	1
			無	15	14
		除却支援	有	2	2
			予定	0	2
			無	24	22

平成29年度当初予算案主要事項説明

建設交通部

事業名	<b>住宅耐震化総合支援事業費</b>																									
予算額	170,000千円	新規・継続の別	継 続																							
事業内容  〔 目的 対象 方法等 〕	<p><b>1 趣 旨</b> 京都府建築物耐震改修促進計画に基づき、住宅の耐震化率向上を図るため、耐震診断・耐震改修工事及び耐震シェルター設置の助成を行い大地震による被害の減災を目指す。</p> <p><b>2 事業内容</b></p> <p><b>①耐震診断</b> ◇耐震診断事業を実施する市町村に対し、その経費の一部を補助</p> <table border="1" data-bbox="448 1066 1401 1189"> <tr> <td>昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅</td> </tr> <tr> <td>診断結果の通知、耐震工事費の提示、改修に関する提案、アドバイスを実施</td> </tr> <tr> <td>補助対象額 5万円/戸（別途府民負担額 3千円）</td> </tr> </table> <p><b>②耐震改修</b> ◇耐震改修事業等を実施する市町村に対し、その経費の一部を補助</p> <table border="1" data-bbox="448 1308 1401 1733"> <thead> <tr> <th>助成区分</th> <th>耐震改修</th> <th>簡易耐震改修</th> <th>耐震シェルター設置*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象住宅</td> <td colspan="3">昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>改修後の評点が0.7以上に向上する改修に要する費用</td> <td>屋根の軽量化等、耐震性が確実に向上する改修に要する費用</td> <td>耐震シェルター設置に要する費用</td> </tr> <tr> <td>耐震診断</td> <td>必要</td> <td>市町村において簡易審査を実施</td> <td>市町村において簡易審査を実施</td> </tr> <tr> <td>補助基本額</td> <td>補助率3/4 上限90万円/戸</td> <td>補助率3/4 上限30万円/戸</td> <td>補助率3/4 上限30万円/戸</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">*高齢者等の居住に限る</p>			昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅	診断結果の通知、耐震工事費の提示、改修に関する提案、アドバイスを実施	補助対象額 5万円/戸（別途府民負担額 3千円）	助成区分	耐震改修	簡易耐震改修	耐震シェルター設置*	対象住宅	昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅			対象経費	改修後の評点が0.7以上に向上する改修に要する費用	屋根の軽量化等、耐震性が確実に向上する改修に要する費用	耐震シェルター設置に要する費用	耐震診断	必要	市町村において簡易審査を実施	市町村において簡易審査を実施	補助基本額	補助率3/4 上限90万円/戸	補助率3/4 上限30万円/戸	補助率3/4 上限30万円/戸
	昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅																									
診断結果の通知、耐震工事費の提示、改修に関する提案、アドバイスを実施																										
補助対象額 5万円/戸（別途府民負担額 3千円）																										
助成区分	耐震改修	簡易耐震改修	耐震シェルター設置*																							
対象住宅	昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅																									
対象経費	改修後の評点が0.7以上に向上する改修に要する費用	屋根の軽量化等、耐震性が確実に向上する改修に要する費用	耐震シェルター設置に要する費用																							
耐震診断	必要	市町村において簡易審査を実施	市町村において簡易審査を実施																							
補助基本額	補助率3/4 上限90万円/戸	補助率3/4 上限30万円/戸	補助率3/4 上限30万円/戸																							
担当課・係名	建築指導課 建築防災・安全担当	課・係直通電話番号	075-414-5346																							

平成30年度 当初予算案主要事項(平成29年度2月補正含む)説明

建設交通部

事業名	住宅耐震化総合支援事業費		新規・ 継続の別	拡充																													
予算額	170,000千円	国庫	起債	その他	一般財源																												
		81,750	—	—	88,250																												
事業内容  目的 対象 方法等	<p><b>1 趣 旨</b> 京都府建築物耐震改修促進計画に基づき、住宅の耐震性の向上を図るため、耐震診断・耐震改修工事及び耐震シェルター設置の助成を行い大地震による被害の軽減を目指す。</p> <p><b>2 事業内容</b></p> <p><b>①耐震診断</b> ◇耐震診断事業を実施する市町村に対し、その経費の一部を補助</p> <table border="1"> <tr> <td>対象住宅</td> <td>昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td>住宅の耐震性の評価、耐震改修工事費の概算、耐震改修等に関するアドバイスを実施</td> </tr> <tr> <td>補助額</td> <td>5万円/戸（別途府民負担額 3千円）</td> </tr> </table> <p><b>②耐震改修等</b> ◇耐震改修事業等を実施する市町村に対し、その経費の一部を補助</p> <p>●負担割合</p> <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>府</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>1 / 2</td> <td>1 / 4</td> <td>1 / 4</td> </tr> </table> <p>●補助内容</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>耐震改修</td> <td>簡易耐震改修</td> <td>耐震シェルター設置</td> </tr> <tr> <td>対象住宅</td> <td colspan="3">昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td>改修後の評点が0.7以上 に向上する改修</td> <td>屋根の軽量化等、耐震性が 確実に向上する改修</td> <td>耐震シェルターの設置</td> </tr> <tr> <td>補助上限額</td> <td>90万円/戸</td> <td>30万円/戸</td> <td>30万円/戸</td> </tr> </table> <p>※平成30年度から、耐震シェルター設置の高齢者等の居住要件を撤廃 【拡充】</p>					対象住宅	昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅	事業内容	住宅の耐震性の評価、耐震改修工事費の概算、耐震改修等に関するアドバイスを実施	補助額	5万円/戸（別途府民負担額 3千円）	国	府	市町村	1 / 2	1 / 4	1 / 4		耐震改修	簡易耐震改修	耐震シェルター設置	対象住宅	昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅			事業内容	改修後の評点が0.7以上 に向上する改修	屋根の軽量化等、耐震性が 確実に向上する改修	耐震シェルターの設置	補助上限額	90万円/戸	30万円/戸	30万円/戸
対象住宅	昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅																																
事業内容	住宅の耐震性の評価、耐震改修工事費の概算、耐震改修等に関するアドバイスを実施																																
補助額	5万円/戸（別途府民負担額 3千円）																																
国	府	市町村																															
1 / 2	1 / 4	1 / 4																															
	耐震改修	簡易耐震改修	耐震シェルター設置																														
対象住宅	昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅																																
事業内容	改修後の評点が0.7以上 に向上する改修	屋根の軽量化等、耐震性が 確実に向上する改修	耐震シェルターの設置																														
補助上限額	90万円/戸	30万円/戸	30万円/戸																														
担当課・担当名	建築指導課 建築防災・安全担当	課・担当 電話番号	075-414-5346																														

## 耐震シェルター設置の補助制度について

### ■ 耐震シェルターとは？

- 住宅が地震によって倒壊した場合でも、安全な空間を確保することができる堅固な構造物
- 住宅の1階（主に寝室となる部屋）に設置し、家屋が倒壊してもシェルター内の安全を確保

#### 【メリット】

- ・建物全体の耐震化が難しい場合に有効
- ・建物自体の耐震改修に比べて安価
- ・短期間での設置が可能

耐震シェルター



### ■ 耐震シェルター設置の補助制度 【H30 年度拡充: 高齢者等の居住要件を撤廃】

【補助対象】 昭和 56 年 5 月以前着工の木造住宅

【補助金額】 耐震シェルター設置費用の 3 / 4（最高 30 万円）を補助

【設置実績】 H28 年度： 4 件（うち、 2 件は市町村単費で実施）

### ■ 設置事例

- ・和室（6 畳）に設置し、シングルベッドであれば 2 台可
- ・工事期間は 2 ～ 3 日、工事費用は 25 万円



シェルター内の様子→



（参 考）木造住宅の耐震化に係る他の補助制度 【※H30 年度拡充内容】

	住宅耐震診断助成制度	木造住宅耐震改修助成制度	
		耐震改修	簡易耐震改修
補助対象	昭和 56 年 5 月以前着工の木造住宅		
内 容	京都府木造住宅耐震診断士を市町村が派遣して耐震診断等を実施	改修後の評点が 0.7 以上に向上する耐震改修工事を補助	屋根の軽量化等、耐震性が確実に向上する耐震改修工事を補助
補助金額	5 万円／戸 (府民負担 3 千円)	設計・工事に要する費用の 4 / 5 ※	
		最高 100 万円 ※	最高 40 万円 ※

## 地域再建被災者住宅等支援事業（府制度）の概要 ＜住宅再建経費・住宅再建関連経費＞

### 1 補助金交付の対象となる方

支援法（被災者生活再建支援法）が府内で適用された自然災害等※による府内の被災住宅（下表の被害区分の被害）に居住していた方で、被災住宅又は被災住宅に代わる府内の住宅へ居住する方

※対象災害の適用基準を拡大し、①かつ②に該当する自然災害を適用要件に追加（平成29年10月）

- ①いずれかの都道府県で支援法が適用された自然災害
- ②府内において支援法の適用基準の概ね1／3以上の被害

⇒ これにより平成29年台風第18号災害も対象

### 2 補助対象となる経費

住宅再建経費：被災住宅の再建等（建替え、購入、補修、賃借）経費 等  
 住宅再建関連経費：被災住宅の清掃費、家具、家電製品購入費 等

### 3 補助金額

＜算定式＞ 補助金額 = A + B （補助限度額を上限）

A：「住宅再建経費」×1／3－「支援法の支援金」  
 ・計算したAの額が50万円（賃借は25万円）未満の場合、50万円（賃借は25万円）を上限に実費額。  
 B：「住宅再建関連経費」（5万円を限度）

被害区分	被災住宅の 再建方法	支援法 非適用地域	支援法 適用地域
		補助限度額	補助限度額（支援法支援金との合計額）
全壊	建替え・購入	300万円	150万円（450万円）
	補修	200万円	100万円（300万円）
	賃借	150万円	75万円（225万円）
大規模半壊	建替え・購入	250万円	100万円（350万円）
	補修	150万円	60万円（210万円）
	賃借	100万円	40万円（140万円）
半壊	建替え・購入・補修	150万円	150万円
一部破損・床上浸水	建替え・購入・補修	50万円	50万円

H29台風18号：府内は支援法の非適用地域

H29台風21号：舞鶴市が支援法適用地域、府内その他市町は支援法の非適用地域

平成 29 年度 台風第 18 号災害に係る取組状況						平成 29 年度 台風第 21 号災害に係る取組状況					
被害(10/4 現在)及び制度活用等(1/10 現在)						被害(1/18 現在)及び制度活用等(1/10 現在)					
	半壊	一部破損	床上	実施予定	備考		半壊	一部破損	床上	実施予定	備考
福知山市		3	2	◎受付中	※	福知山市	12	8	69	◎受付中	※
舞鶴市			5	○実施予定	※	舞鶴市	5	239	286	◎受付中	※
城陽市		1		○実施予定	※	綾部市		3	12	◎受付中	
京丹後市			78	◎受付中	※	京丹後市		2		◎受付中	※
宮津市		1	19	◎受付中		伊根町		2		◎受付中	※
伊根町			12	◎受付中	※	与謝野町	1	2		◎受付中	※
与謝野町			12	◎受付中	※	京丹波町		27		◎受付中	
京都市		1		◎受付中	※	南丹市	2	61		◎受付中	
※台風 21 号災害の制度活用・予定市町村						亀岡市		45		◎受付中	
						京都市		82		◎受付中	※
						城陽市		4		○実施予定	※
						京田辺市		1		◎受付中	※
						木津川市			1	◎受付中	
						※台風 18 号災害の制度活用・予定市町村					
○補助金支援状況 (平成 30 年 1 月末現在) (単位: 件)						○補助金支援状況 (平成 30 年 1 月末現在) (単位: 件)					
	補助金		融資 (建)				補助金		融資 (建)		
全壊	0		0			全壊	0		0		
大規模半壊	0		0			大規模半壊	0		0		
半壊	1		0			半壊	1		0		
床上浸水等	16		-			床上浸水等	114		-		
合計	17		0			合計	115		0		
(金額千円※)	(5, 334)		(0)			(金額千円※)	(34, 755)		(0)		
※金額欄は、市町村→被災者への補助金額						※金額欄は、市町村→被災者への補助金額					
○被災者生活再建支援法 適用なし						○被災者生活再建支援法 平成 29 年 10 月 30 日 支援法適用 (舞鶴市)					
○被害状況 (H29. 10. 4 府被害発表) 一部破損 6 件、床上浸水 128 件						○被害状況 (H30. 1. 18 府被害発表) 半壊 20 件、一部破損 486 件、 床上浸水 368 件					
○予算措置状況 (補助・融資) H29 年度当初 5, 847 千円 (南部豪雨、8 月豪雨との合計額) H29 年度 2 月補正予算額 83, 450 千円 (南部豪雨、8 月豪雨、H29 台風 18・21 号の合計額)											